

3 臨時休業について

- 児童生徒や教職員の感染が確認された場合には、臨時休業が必要かどうか保健所や学校医の助言を踏まえ、校長と教育委員会で協議して判断します。
- 山鹿市一斉の臨時休業は、熊本県や山鹿市の社会経済活動全体を停止するような場合（ロックダウン等）に実施します。
- 臨時休業になった場合にも、教育活動は継続します。感染の状況や学校規模に合わせて、学年ごとにずらした登校日を設けたり、分散登校による登校日を設けたりします。タブレット等を活用したオンライン授業等も行います。